

個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会(第2回)  
令和4年6月28日(火) 0930-1200 AP東京八重洲Aルーム(13F)

# 労災保険特別加入者における 過労死等の労災認定事案の特徴に関する研究

(自営業者、法人役員、一人親方等の過労死等に関する医学研究)

令和4年6月28日

本報告は、厚生労働省労災疾病臨床研究事業費補助金「過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全衛生研究(180902-01、211001-01、研究代表者高橋正也)」に基づくものです。

平成30年度の調査研究報告(※)に、直近のデータを追加し、解析を行っています。

※吉川徹、佐々木毅、菅知絵美、梅崎重夫、高橋正也. 労災保険特別加入者における労災認定事案の特徴に関する研究. 平成30年度労災疾病臨床研究事業費補助金(180902-01)分担研究報告書. 2019; p123-148.

<https://www.mhlw.go.jp/content/000550353.pdf>

吉川徹、佐々木毅、高橋正也

独立行政法人労働者健康安全機構

労働安全衛生総合研究所過労死等防止調査研究センター

Toru Yoshikawa MD PhD

Research Center for Overwork-Related Disorders (RECORDS)

National Institute of Occupational Safety and Health, Japan (JNISOH)

## 背景・目的

- 総務省統計局の集計(2019年平均)では、**自営業者と家族従事者、法人の役員**は合わせて**約1,000万人**(総務省、2019)と、就業者(約6,700万人)の**約15%**を占める。
- 一人親方等の個人事業主を含む自営業者、役員を含む小規模事業場の就業者の**安全と健康確保は喫緊の課題**(日本産業衛生学会法制度委員会2017、柴田2017、菅野2017等)
- しかし、自営業者、法人役員、一人親方等の過重な労働負荷による**脳・心臓疾患**(以下「**脳心**」)や、心理的な負担による**精神障害・自殺**(以下「**精神**」)(以下、**脳心と精神を合わせて「過労死等**」という。)の発生状況の実態に関する報告はほとんどない。
- 一方、自営業者、法人役員、一人親方等は、**労災保険特別加入**制度により、**過労死等**として**労災給付**を受けている事例がある。
- そこで、本研究では過労死等防止調査研究センターが作成した、**過労死等**として**労災認定**された事案のデータベース(過労死等DB)を用いて、記述統計を中心とした**労災保険特別加入者の過労死等の実態**をまとめた。自営業者、法人役員、一人親方等の**過労死等防止の視点**について検討を行った。



# 参考 過労死等防止対策推進法(平成26年11月1日施行)及び 過労死等の定義と労災補償制度

＜背景＞1980年代後半、過重労働による脳・心臓疾患等がいわゆる「過労死」の名称で用いられ、社会的に注目が進む

＜法律制定の経過＞2000年代、被災者の遺族(家族会)や支援する弁護士、学者等により過労死を防止する立法を目指す団体が結成され、国会や地方議会に対して働きかけ、今回の法制定に至る

## 「過労死等」の定義(第2条)

- 業務における**過重な負荷**による**脳血管疾患**若しくは**心臓疾患**を原因とする死亡
- 業務における**強い心理的負荷**による**精神疾患**を原因とする**自殺**による死亡
- 死亡には至らないが、これらの脳血管疾患・心臓疾患、精神障害

- 大綱を定める「過労死等防止対策推進協議会」を設置
- 国は、過労死等に関する調査研究等を行う→**過労死等防止調査研究センターの設置**

過労死等(脳血管疾患・心疾患、精神障害・自殺)は、労災補償給付の対象疾患として、認定基準に沿って、その給付が行われています。

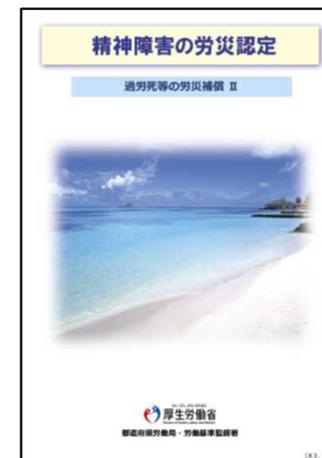
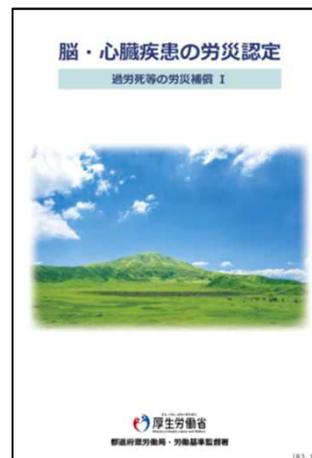
### 参照

脳・心臓疾患の労災補償について(厚生労働省)

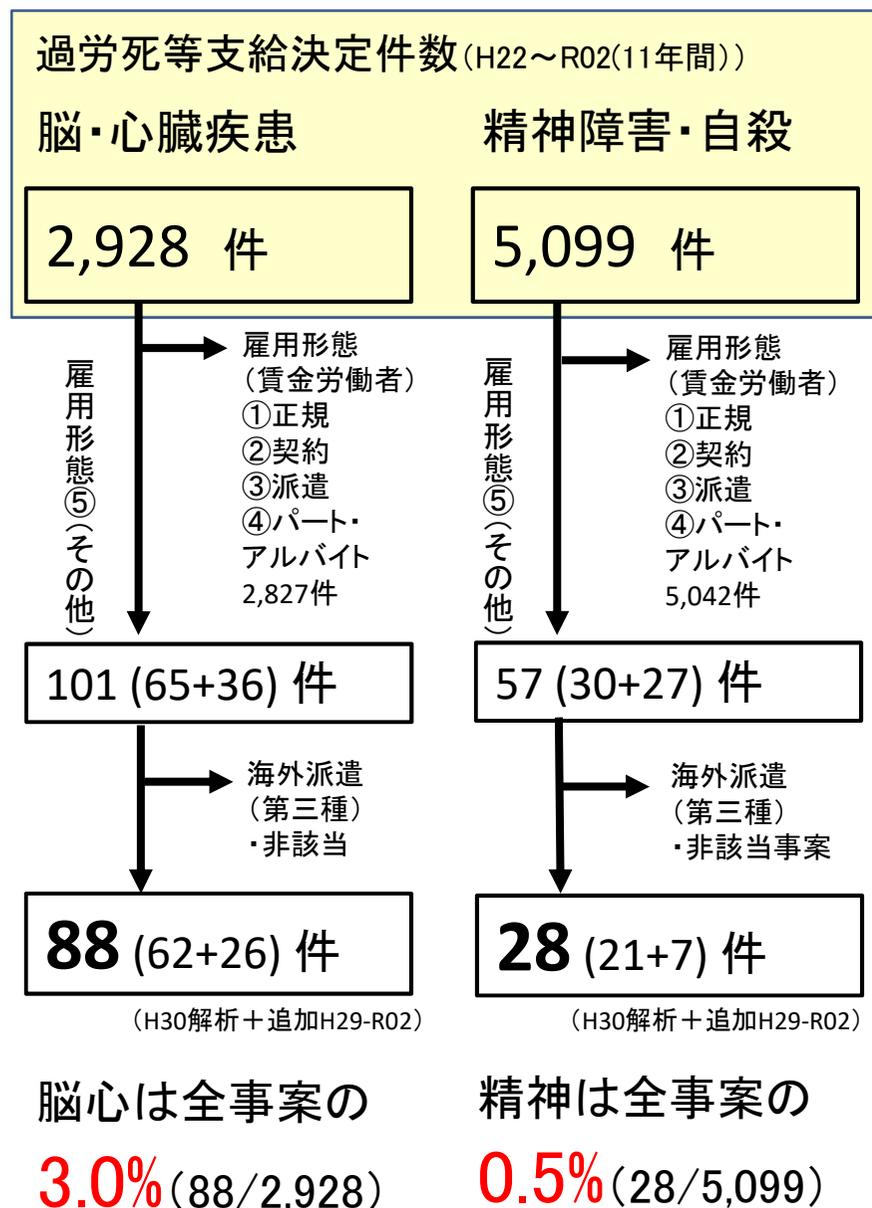
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/rousai/090316\\_00006.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/rousai/090316_00006.html)

精神障害の労災補償について(厚生労働省)

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/rousaihoken04/090316.html>



# 方法



- 過労死等として労災給付支給決定された事案の調査復命書のデータを利用
- 対象期間: 2010(平成22)年度から2020(令和2)年度(2010年4月~2021年3月)、11年間
  - 「脳心」2,928件、「精神」5,099件、合計8,027件
- 「特別加入の適用者」を抽出(図)
  - 雇用形態「⑤その他」のうち、特別加入該当
    - 「中小事業主等(第一種)」
    - 「一人親方等(第二種)」
    - 「特定作業従事者(第二種)」
    - 「海外派遣者(第三種)」(JICA等の技術協力、海外派遣労働者等含む)は、自営業者、会社役員等の業務とは異なるため分析対象から除外
- 以下の項目の記述統計作成、クロス集計を実施
  - 性別、発症時年齢、生死、決定時疾患名
  - 業種・職種、事業場規模、地域、認定年度
  - 出退勤の管理状況、就業規則・賃金規程有無
  - 健康診断、面接指導(脳心事案)、負荷要因等
  - 特別加入種別集計
    - 中小事業主等(第1種)/一人親方等、特定作業従事者(第2種)
- 典型事例等の背景の検討
- 倫理に関する事項
  - 独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所研究倫理審査委員会にて承認を得て実施

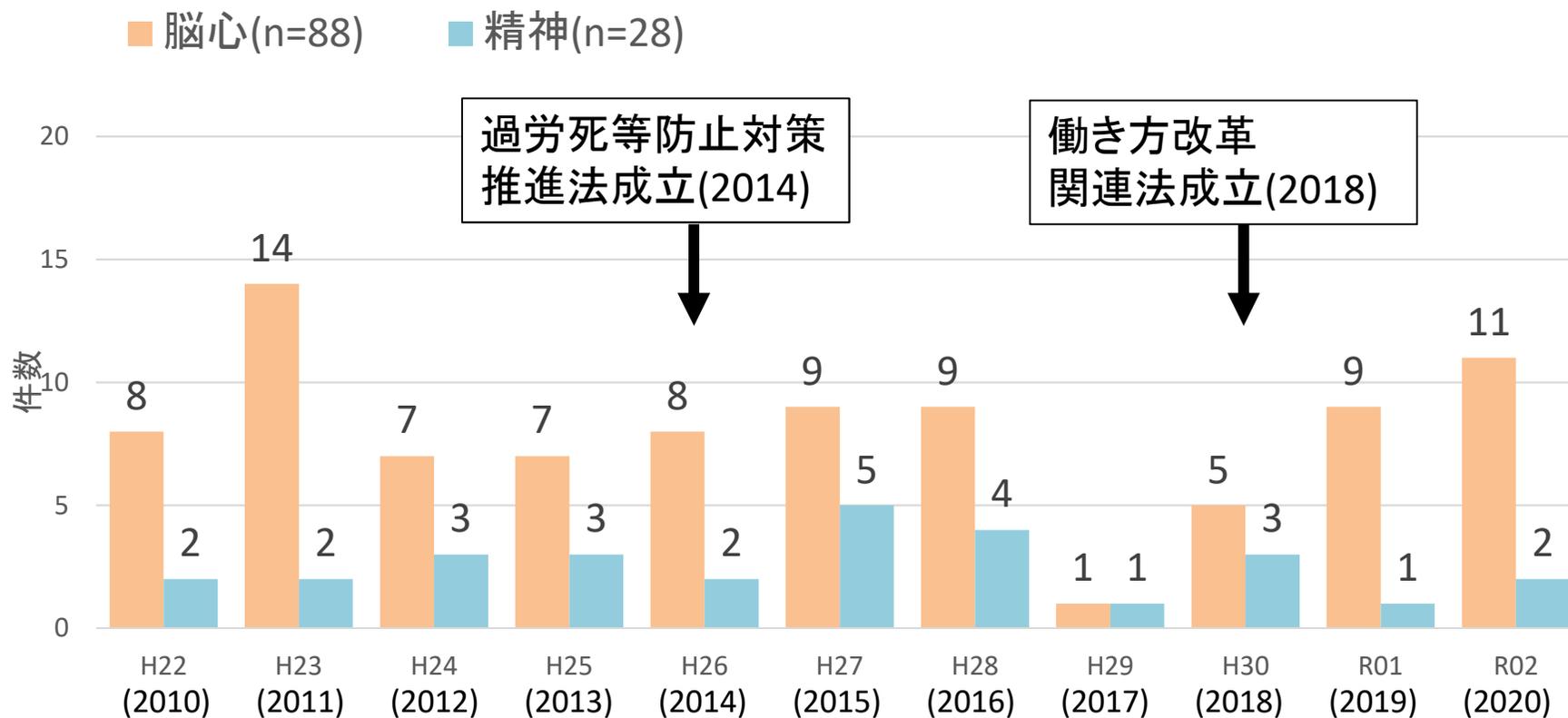
## 参考 特別加入制度の種類別分類

特別加入種類	中小事業主等が労災特別加入するための条件等
中小事業主等 (第一種)	①雇用する労働者について労働保険関係が成立していること ②雇用する労働者が業種に応じた一定の規模人数以下であること(金融・保険・不動産・小売は50人、卸売・サービス業は100人、それ以外は300人)等
労働者を使用しないで特定の事業を行うことを常態とする一人親方等 (第二種)	①個人タクシー業者、個人貨物運送業者、②大工、左官、とび、石工等の建設業の一人親方、③漁船による水産動植物の採捕の事業に従事する者、④植林、伐採、木炭製造等を行う林業の一人親方、⑤医薬品の配置販売業者、⑥廃品回収業、くず鉄業と呼ばれる事業を行う再生資源取扱業者、⑦船員法第1条に規定する船員が行う事業に従事する者、⑧柔道整復師、⑨高年齢者雇用安定法の規定に基づく事業
特定の作業に従事する者 (第二種)	①特定の危険有害な農作業に従事する者、②特定の農業機械を用いて農作業を行う者、③国または地方公共団体が実施する職場適応訓練として行われる作業に従事する者、④危険有害な作業に従事する家内労働者、⑤労働組合等常勤役員、⑥介護作業従事者、⑦芸能関係作業従事者、⑧アニメーション制作作業従事者、⑨ITフリーランス
海外派遣者 (第三種)	①日本国内の事業主から海外事業に労働者として派遣される人 ②日本国内の事業主から、海外にある決められた中小規模の事業に事業主等(労働者ではない立場)として派遣される人

※特別加入制度とは:労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の制度の一つで、労働者以外の事業主等のうち、業務の実態や、災害の発生状況からみて、労働者に準じて保護することがふさわしいとみなされる人に、一定の要件の下に労災保険に特別に加入することを認めている制度。特別加入できる労働者の範囲は、中小事業主等・一人親方等・特定作業従事者・海外派遣者の4種に大別される。平成30年度の統計では、中小事業主等(第一種)では事業主数が約66万人、家族従業者数が約44万人、一人親方等(第二種)は約61万人、特定作業従事者(第二種)は約11万人、海外派遣者(第三種)は約10万人となっている。全部で約191万人が加入している。

# 結果1 疾患別の経年変化

- ・特別加入者の過労死等では脳心事案が多い  
(脳心は精神の約3倍、全過労死事案では逆、直近では精神が脳心より3倍多い)
- ・過去11年間では、2件から16件の間を推移している

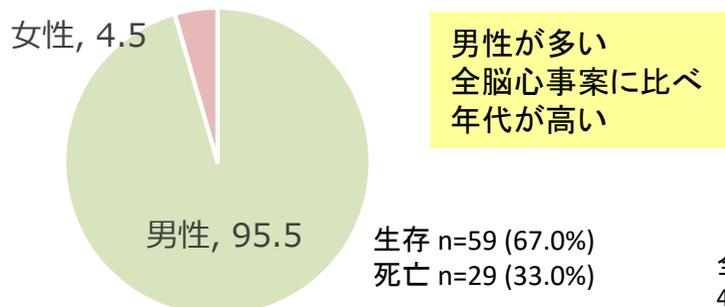


年度 平成22年度から令和2年度(2010年4月～2021年3月)

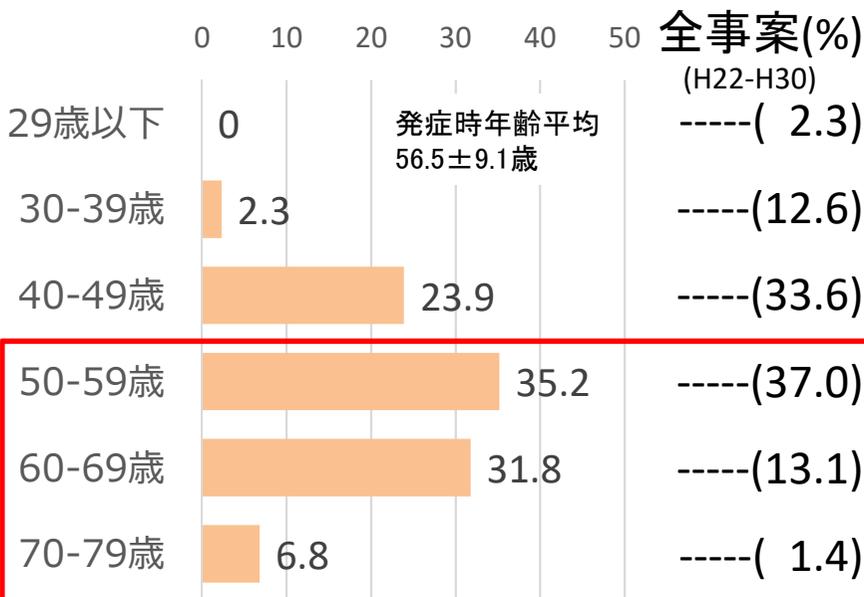
## 結果2 性別、年齢、生死

- ・特別加入者の過労死等では男性が多く、全過労死事案に比べ年齢が高い傾向
- ・精神事案に占める女性の割合は、全過労死等事案と比べ、やや少ない

### 脳・心臓疾患 全数(n=88)



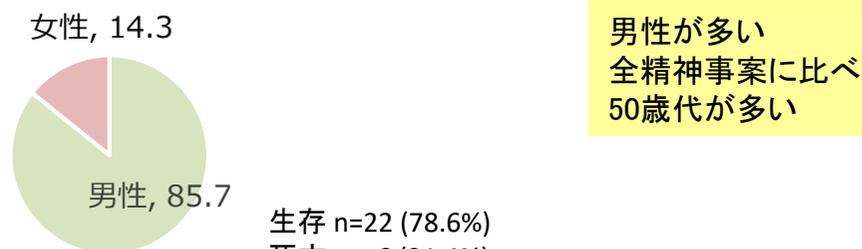
全事例平均  
49.5±9.5歳



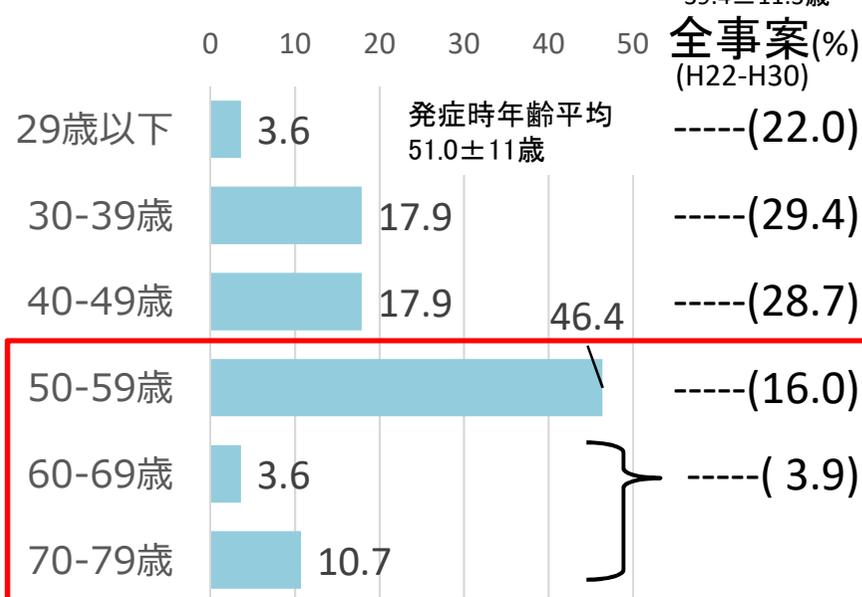
■年代割合(n=88)(%)

N=2,518

### 精神障害・自殺 全数(n=28)



全事例平均  
39.4±11.3歳



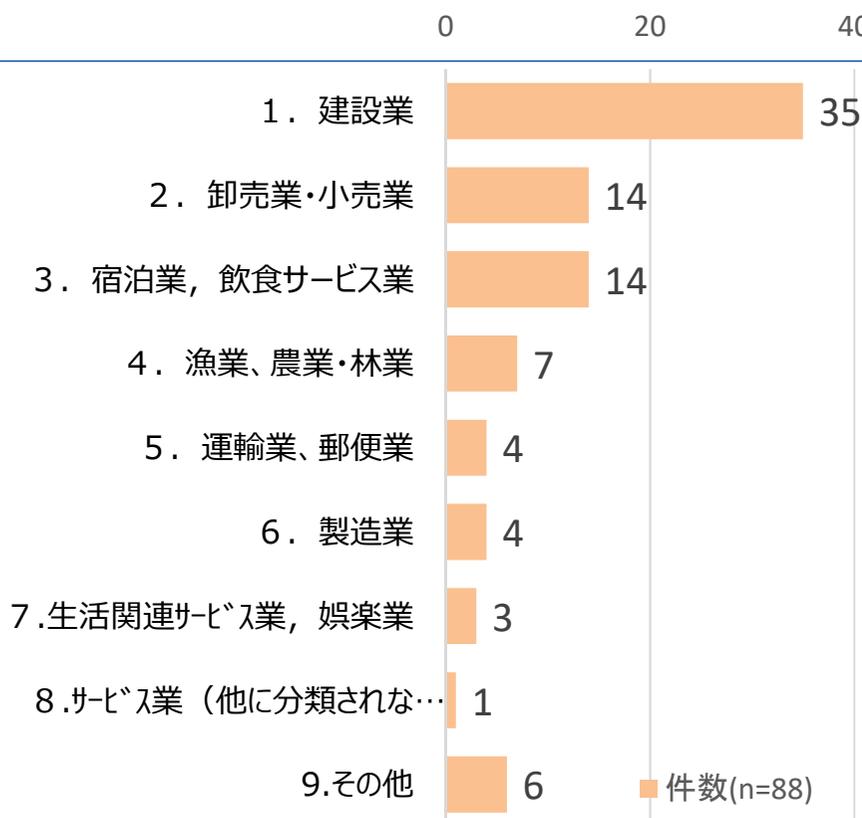
■年代割合(n=28)(%)

N=3,982

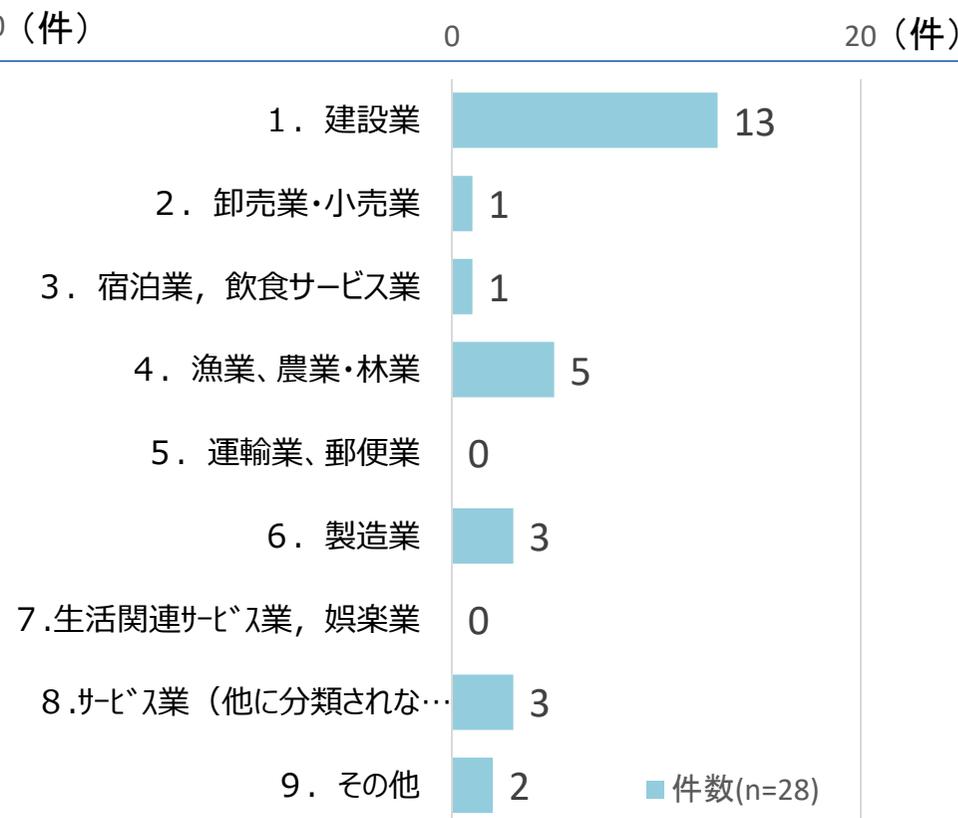
## 結果3-1 業種

- ・脳心では、建設業(35件)が最も多く4割を占めた。続いて、卸売業・小売業、宿泊業・飲食サービス業、漁業・農業・林業の順に多い
- ・精神でも、建設業(13件)が最も多く4割を占めた。次に漁業・農業・林業(5件)が多い

### 脳・心臓疾患全数(n=88)

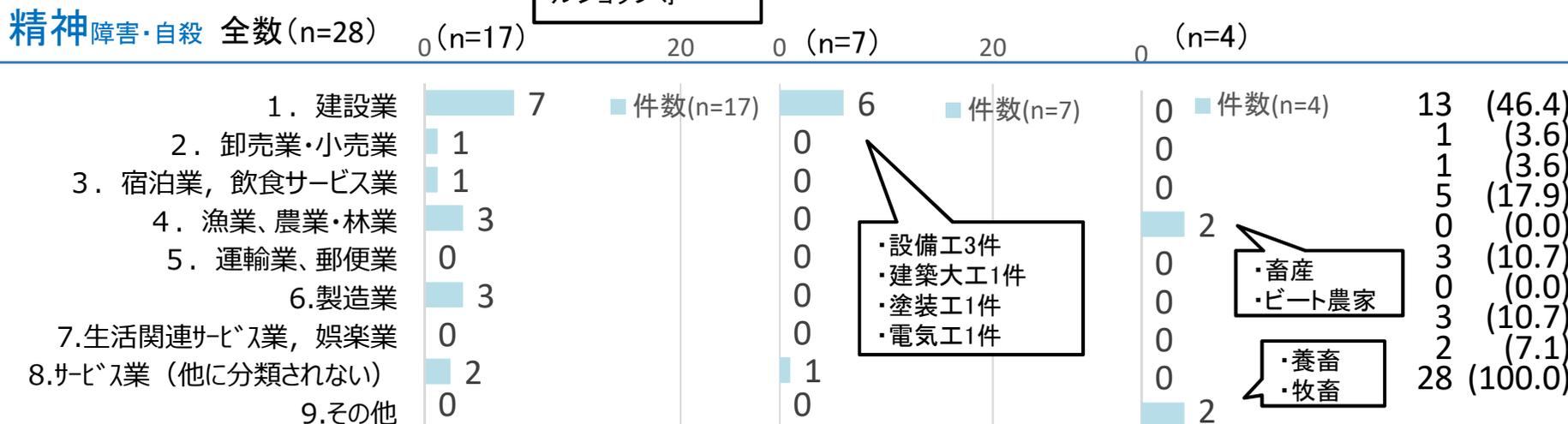
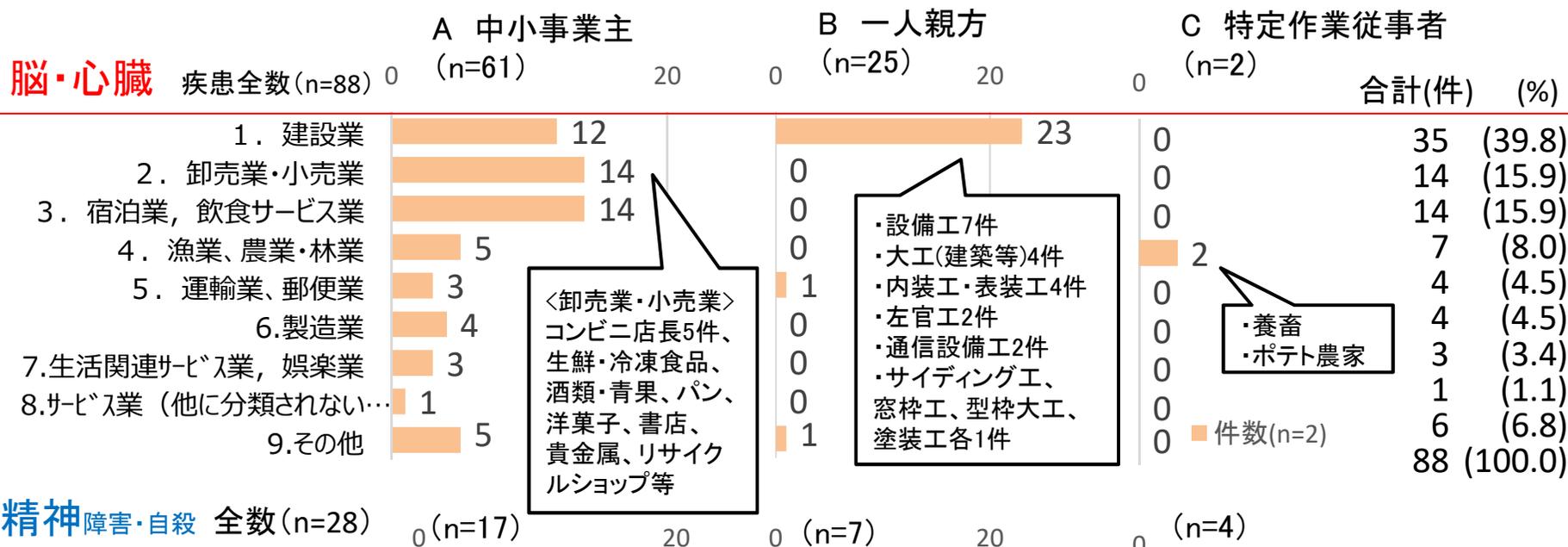


### 精神障害・自殺 全数(n=28)



## 結果3-2 脳心、精神、加入種別の業種

- ・中小事業主(第一種)は、脳心では、卸売業・小売業、宿泊業・飲食サービス業、建設業が多く、精神では建設業が多いが、それぞれ業種は多岐にわたる
- ・一人親方はほとんどが建設業、特定作業従事者は漁業、農業・林業が目立つ



### 結果3-3 中小事業主等(第一種)の「その他の事業」の職種例 (自営業、会社の役員等)

- ・特別加入の業種分類から、その他の事業に該当する業種が多い
- ・飲食店、小売業・卸売業は多くの個人事業主の業種・職種が多い

特別加入 分類別	脳・心臓疾患		精神障害		合 計	
	n	(%)	n	(%)	n	(%)
<b>A 中小事業主等(第一種)</b>	<b>61</b>	<b>(69.3)</b>	<b>17</b>	<b>(60.7)</b>	<b>78</b>	<b>(67.2)</b>
林業	0	(0.0)	2	(7.1)	2	(1.7)
漁業	2	(2.3)	2	(7.1)	4	(3.4)
鉱業	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
建設事業	13	(14.8)	8	(28.6)	21	(18.1)
製造業	4	(4.5)	2	(7.1)	6	(5.2)
運輸業	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
<b>その他の事業*</b>	<b>40</b>	<b>(45.5)</b>	<b>3</b>	<b>(10.7)</b>	<b>43</b>	<b>(37.1)</b>
船舶所有者の事業	2	(2.3)	0	(0.0)	2	(1.7)

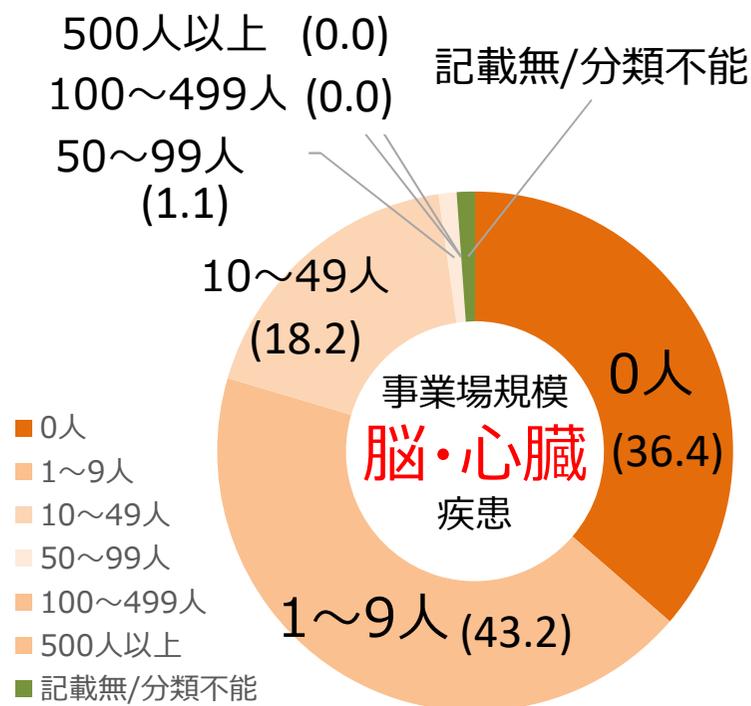
#### \* 脳心・その他の事業

- ・飲食店主 10件 (食堂・レストラン、専門料理店、そば・うどん店等)
- ・小売業・卸売業:13件 (コンビニエンスストア 5件、生鮮・冷凍食品、弁当屋、酒類・青果、洋菓子、パン、書店、貴金属、リサイクルショップ店長等)
- ・宿泊業(旅館、ホテル) 2件
- ・クリーニング店長2件、養畜従事者2件、他11件

## 結果4 事業場の規模、労働者数

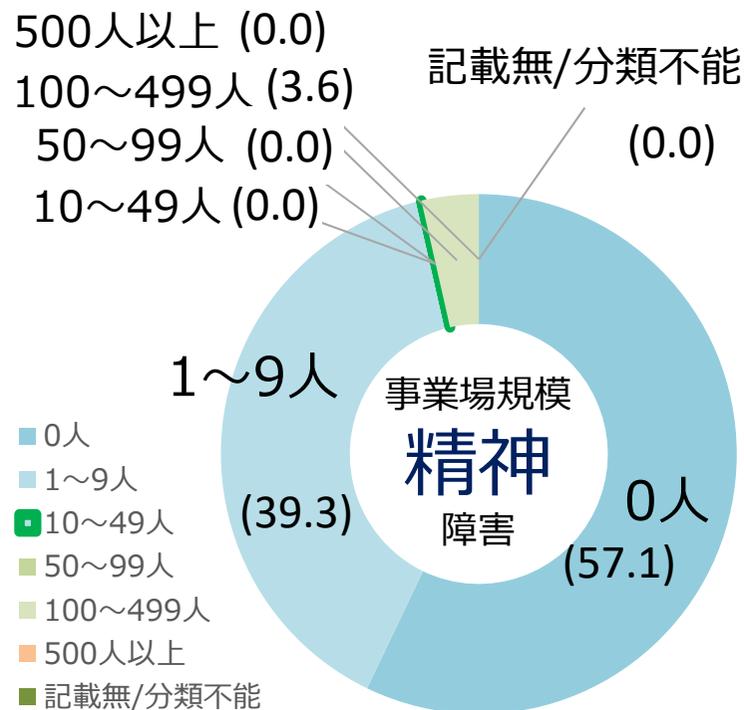
- ・脳心精神共に、50人未満の事業場が大部分を占めた。
- ・脳心は、10人未満は約8割、精神は9割以上であった。

### 脳・心臓疾患全数 (n=88)



79.6%が10人未満

### 精神障害・自殺 全数 (n=28)



96.4%が10人未満

## 結果5-1 脳心、出退勤の管理状況

- ・客観的な労働時間管理が行われていたのは、全体の1割未満
- ・労働時間を管理していない、管理されていない等が多くを占めた。

ほとんどが「長期間の過重業務(※)」が原因で脳心を発症したとして認定されていた。  
 ※時間外労働が発症前1か月間に100時間、発症前2～6か月間に平均80時間を超える

	A中小事業主 (n=61)		B一人親方等 (n=28、重複あり)		C特定作業 従事者(n=2)		全体 (重複あり)	
	n	(%)	n	(%)	n	(%)	n	(%)
タイムカード	2		1		0		3	(3.3)
出勤簿	4		1		0		5	(5.5)
管理者による確認	2		2		0		4	(4.4)
本人の申告	6		7		0		13	(14.3)
その他*1	11		8		0		19	(20.9)
確認していない*2	27		3		0		30	(33.0)
記載なし	9		6		2		17	(18.7)
							91	(100.0)

\*1 その他には、「店長(代表者)のため、タイムカード等により始業・終業時刻の管理はされていないものの、レジの使用記録(レジジャーナル)より確認できる」等、通常は管理されていないが時間の把握は可能である等の記述

\*2 「確認していない」には、「役員(取締役)のため管理されていない」「事業主のため管理していない」等の管理されていない状況が記載されている等の記述

## 結果5-2 脳心 就業・賃金規程、健康診断、面接指導、既往歴

- ・就業規則、賃金規程ありは約1割
- ・健康診断(検診含む)は約半数が受診、既往歴ありは半数
- ・長時間労働面接指導を受けた事案は0件

		A 中小事業主		B 一人親方等		C 特定作業従事者		全体	
		n	(%)	n	(%)	n	(%)	n	(%)
就業規則	なし	37	(60.7)	17	(68.0)	0	(0.0)	54	(61.4)
	あり	11	(18.0)	1	(4.0)	0	(0.0)	12	(13.6)
	あり・本人適用外	1	(1.6)	3	(12.0)	0	(0.0)	4	(4.5)
	記載なし／不明	12	(19.7)	4	(16.0)	2	(100.0)	18	(20.5)
賃金規程	なし	36	(59.0)	16	(64.0)	0	(0.0)	52	(59.1)
	あり	11	(18.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	11	(12.5)
	あり・本人適用外	1	(1.6)	2	(8.0)	0	(0.0)	3	(3.4)
	記載なし／不明	13	(21.3)	7	(28.0)	2	(100.0)	22	(25.0)
健康診断	なし	35	(57.4)	10	(40.0)	1	(50.0)	46	(52.3)
	あり	26	(42.6)	15	(60.0)	0	(0.0)	41	(46.6)
	記載なし／不明	0	(0.0)	0	(0.0)	1	(50.0)	1	(1.1)
面接指導	なし	51	(83.6)	23	(92.0)	1	(50.0)	75	(85.2)
	あり	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
	記載なし／不明	10	(16.4)	2	(8.0)	1	(50.0)	13	(14.8)
既往歴	なし	26	(42.6)	13	(52.0)	1	(50.0)	40	(45.5)
	あり	34	(55.7)	11	(44.0)	1	(50.0)	46	(52.3)
	記載なし／不明	1	(1.6)	1	(4.0)	0	(0.0)	2	(2.3)
合計		61	(100.0)	25	(100.0)	2	(100.0)	88	(100.0)

## 結果6 精神、決定時疾患名と特別加入種類

- ・うつ病等を含むF3領域(気分障害)が4割、急性ストレス反応やPTSDを含むF4領域(ストレス関連性障害など)が6割を占めた
- ・中小事業主、一人親方等はF3が目立ち、特定作業従事者はF4が多かった

	A中小事業主 (n=17)	B一人親方等 (n=7)	C特定作業従事者 (n=4)	全体 n	(%)
<b>F3 気分(感情)障害</b>					
F31 双極性感情障害	1	0	0	1	(3.6)
F32 うつ病エピソード	5	4	0	9	(32.1)
F33 反復性うつ病性障害	1	0	0	1	(3.6)
F3 上記以外	1	0	0	1	(3.6)
<b>F4 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害</b>				12	(42.9)
F43.0 急性ストレス反応	2	0	0	2	(7.1)
F43.1 外傷後ストレス障害	3	2	3	8	(28.6)
F43.2 適応障害	3	1	1	5	(17.9)
F4 上記以外	1	0	0	1	(3.6)
				16	(57.1)

・中皮腫で長期療養、うつ病  
・配管工、叱責と長時間労働

### ○心理的負荷要因の例

・海難・遭難で生死さまよう、1名死亡、1名行方不明  
・工事中に感電事故に遭遇  
・タンカーと接触後にPTSD、等

・大工:工事の失敗を責められうつ病・自殺等  
・工場長:製品トラブルで顧客・関係者から叱責、責任を取らされ、うつ病  
・潜水夫:潜水病発症、下肢麻痺→うつ病、等

・配管工事中に生き埋め等、災害への遭遇

事故・災害への遭遇  
・家族の運転するトラックに轢かれ多発骨折  
・牛に胸部を突かれ生死さまよった  
・農作業中に手指を切断  
・職業訓練中にフォークリフトに巻き込まれる

# 結果7-1 特別加入者の過労死等の特徴、発症要因の例



職種	種別	特別加入者の過労死等の特徴、発症要因の例
全般的	中小事業主	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設業、卸売業・小売業、宿泊業・飲食サービス業、自営業者で個人事業主の零細事業場が多い。</li> <li>・脳心臓疾患の発症時平均年齢は50歳代と60歳代、高齢者の集団。</li> <li>・出退勤務の客観的な時間管理を行っているものは1割以下で、就業規則があるのは2割弱、健康診断の受診率は4割。</li> <li>・8割は就業者数が9人以下。家族経営も多く、父が代表取締役、息子が役員、妻が従業員、夫が社長、妻が取締役等などの事業体制もあり。</li> <li>・特定企業・特定工事・特定業務に専属的な仕事をしている場合がある</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設業では、〇〇工務店、有限会社〇〇電気商会といった建築事業や既設建築物設備工事業といった小規模な事業形態で、請負契約が多い。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「その他の事業」は業種が多様。</li> <li>・そば屋や天ぷら店、居酒屋等の飲食店の店長、美容室、クリーニング店等のサービス業、365日営業のホテル・旅館、酒店、青果店、菓子製造販売、24時間営業のコンビニエンスストアなどの卸売・小売業、</li> </ul>
	一人親方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門性の高い歯科技工士、建築士(建築事務所)などの専門事業</li> <li>・重層下請けの最前線を担当すると、業務の裁量が少ない場合がある。</li> <li>・大工、設備工、内装工等の個人事業主で、専門性を生かした単発の仕事を、会社や個人から、請負契約で行っている。</li> <li>・出退勤は基本的に記録する形では管理されていない。</li> <li>・脳・心臓疾患の発症時年齢60歳代が最も多い。脳疾患が多い。</li> </ul>
	特定作業従事者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定農業従事者が3件で、次に職業訓練者が1件であった。</li> <li>・個人営農家が団体を通じて、特別加入している。</li> <li>・事案4例はいずれもF4領域の精神障害(外傷後のPTSD等)を発症</li> </ul>

## 結果7-2 特別加入者の過労死等の特徴、発症要因の例

職種	特別加入者の過労死等の特徴、発症要因の例	
建設業 関係	<現場監督業>	・建設現場にて、独立した専門、設備工事に関する現場管理一式を請負。一般の工事現場の監督の業務と同じ。各職工、元請との連携をはじめ、納期・計画通りに建設業務を進行するために、トラブルが発生した現場を担当すると、長時間労働になりやすい。
	<建築大工>	・納期が厳しい場合は、連日作業、長時間労働になりやすい。 ・天候に左右される。 ・炎天下の作業になり、暑熱環境下で従事する。
	<設備工>	・特殊な技術をもって個人請負作業を行っている。 ・多層構造の下請け先である。 ・納期が厳しい場合は、連続作業、連日作業となる。
	<内装工>	・クロス貼や床貼等の内装工事は、新規物件では工期の終盤に担当するため、工期の遅れのしわ寄せを受けることが多い。 ・新規及び既設の物件とも、年度末の引き渡しに向けての仕事の依頼が急増する傾向にある。そのため、深夜や日曜祝日にも工事を行うことがある。 ・内装工事のため、周囲への騒音が少なく、発注者からの依頼に応えるため、1-3月は複数現場を担当し、休日の確保が難しいことが多い
その他の 事業	<卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業> ・飲食店、宿泊業等は年間ほぼ休みなしで営業を行っているのが常態、時間外が200時間を超えることもまれではない。 ・顧客相手の業務であり、トラブルが発生すると個人で対応することも多く、精神的負担が大きい。 ・自営であり経営が安定していないと長時間、過重労働になりやすい。 ・高齢のコンビニエンスストア店長、アルバイトとともにシフトに加わり、午後8時から午前9時まで従事した。 ・洋菓子の製造・販売業の社長、11店舗とレストラン1店舗の複数店舗を経営し、連日多忙が続く。 <専門性の高い作業、その他> ・歯科技工士：歯科医院からの歯の補綴物の作成等を行う労働環境は、単価の減少、少額多品、短い納期等で厳しい労働環境。 ・クリーニング業：クリーニング9店舗、工場、本店等複数の事業場を抱える社長は、連日業務が続く、管理業務に加え、営業、経理等で多忙を極めた。 ・一級建築士：住宅、店舗、工場等の設計及び施工管理業務、取締役の妻と2名の従業員をかかえ、新規業務に奔走。	
船舶所 有者の 事業	・〇〇—□□間で製品を運搬する貨物船の船長(70歳代)の被災事例は、船舶を被災者である船長と船長の息子が6時間交代で操舵するなど、家族経営、小規模事業として運搬業を行っている。	

## まとめ (1)

- 過労死等として労災認定された脳・心臓疾患(脳心)と精神障害・自殺(精神)のうち、労災保険の特別加入者であった事案(平成22年4月～令和3年3月までの11年間)を対象とし、その特徴をまとめた
- 特別加入事案の過労死等は、認定事案総数の1.4%(116/8,027)を占めた
- 疾患別では、全事案に占める割合は脳心(3.0%, 88件/2,928件)は、精神(0.5%, 28件/5,099件)よりも高い
- 男性が9割、発症時年齢は50歳代が最も多い、60歳以上が3分の1(32.8%)
- 死亡事案は脳心は33%、精神は21%
- 業種は脳心・精神合わせて建設業が最も多く約4割で、次に、脳心では卸売業・小売業、宿泊・飲食サービス業、精神では漁業・農業・林業が多かった
- 特別加入種類別では、中小事業主等(第一種)78件(67.2%)、一人親方等(第二種)32件(27.6%)、特定作業従事者(第二種)6件(5.2%)
- 中小事業主等(第一種)では、業種・業態は多岐にわたり、食堂・レストラン、専門料理店、そば・うどん店等の飲食店店主(10件)、コンビニエンスストア(5件)、クリーニング店長(2件)、生鮮・冷凍食品、酒類・青果、洋菓子、パン、書店、貴金属、リサイクルショップ店長、など個人事業主の被災が確認された

## まとめ(2)

- 脳心・精神共に、50人未満の事業場が大部分を占め、従業員が9人以下の事業場が脳心は約8割、精神は9割
- 客観的な労働時間管理が行われていたのは全体の1割未満で、労働時間を管理していない、管理されていない等が多い
- 就業規則・賃金規程ありは約1割、健康診断(検診含む)は約半数が受診、既往歴ありは半数、長時間労働面接指導を受けた事案は0件
- 脳心では、認定事由はほとんどが「長期間の過重労働」
- 背景に、建設業は納期厳守、人手不足、休めない、連日作業等、小売業・卸売業や宿泊業・飲食サービス業では、休日なし、拘束時間が長い、連日勤務、専門性が高く代替者がいない等により結果としての長期間の過重業務で脳・心臓疾患を発症
- 精神では、急性ストレス障害・PTSDなどのF4領域の疾患が6割弱
- 背景として、特にF4領域の疾患では、事故や災害の体験、仕事の失敗と過重な責任、失職等が複合的に関係
- 農業労働従事者では、繁忙期連日作業、疲労蓄積、農業機械による災害に引き続き発症した精神障害が目立った
- 漁業・船舶所有者の事業では拘束時間の長い業務、深夜・早朝の作業等

## まとめ(3)

- 特別加入者の過労死等の分析から、自営業者、役員等の過重労働の背景には、長時間労働や休息・休日等を取りにくいなど、労働時間に関する裁量性が制限される働き方がみられた。
- 特に、①小売・卸業、宿泊・飲食店等や漁業・農業・林業のように、顧客相手、休日なし、連日業務、繁忙期有、少人数で人手不足が突然生じる等の業務特性があるものと、②建設業に代表される個人請負就労者としての一人親方、専門性を活かした個人事業主や小規模企業の役員等がサプライチェーンに組み込まれた働き方をする中で、働き方や時間管理に個人の裁量度が下がり、過重労働の発生に影響しているものがあった。
- 対象とした過労死等事案は、自営業者、一人親方等の個人事業主や法人役員等のうち、労災保険の特別加入の適用者のみであり、労災保険に加入していない就業者は含まれていない。また、過労死等の認定基準に合致した事例の集計結果であり、個人事業主等全体の脳・心臓疾患、精神疾患・自殺事例の特徴のすべてを示しているとは限らない。